

県民公園太閤山ランド 民間活力導入事業 質問に対する回答

(1) 公募設置等指針について

番号	該当箇所	質問内容	回答
1	公募設置等指針	基礎ありの看板設置は可能でしょうか。 また、可能であれば、設置可能範囲を教えてください。	看板は、都市公園内であれば設置可能です。ただし、標示内容によっては設置を許可できない場合もあります。
2	公募設置等指針	基準を満たした上で「赤い屋根ギャラリー」内にあらたに仕切りを入れて、受付・事務所などに利用することは可能でしょうか。	可能です。アクティビティ施設の運営用の受付・事務所として再整備して利用する場合は、公募対象公園施設として認定計画提出者の負担にて整備してください。
3	公募設置等指針	「赤い屋根ギャラリー、アクティビティ施設」周辺は車両の乗り入れ、停車は可能でしょうか。(施工・運搬時やイベント、催事の際など)	可能です。ただし、事前に県や指定管理者と調整をお願いします。
4	公募設置等指針	公募対象公園施設、ならびに特定公園施設の計画書作成にあたり、現地にて調査などは可能でしょうか。また、その際に必要な手順がありましたらご教示ください。	一般開放している範囲であれば、自由に調査が可能です。一般の方が立入りできない範囲で調査を希望される場合は、事務局(公募設置等指針P.18)までご相談ください。
5	公募設置等指針 P.6第1章3.(6)	埋蔵文化財の包蔵地について本区域における一般的な手続き及び許可を不要とする掘削深度がございましたらご教示いただけますでしょうか?	詳細については、所管する射水市教育委員会生涯学習・スポーツ課へお問合せください。
6	公募設置等指針 P.7第2章1.(2)③	「赤い屋根ギャラリー」の内外装を全面的に改修し、公園利用者に開放する他に一部を公募対象公園施設として利用する場合、事業者の負担は、利用する部分の内装仕上げの負担と考えてよろしいでしょうか?	公募対象施設とする部分の整備に係る費用については県は負担しません。特定公園施設とする部分の整備に係る費用の一部を県が負担することができます。
7	公募設置等指針 P.7第2章1.(2)⑤	施設の設計とは、の施設とは、特定公園施設を指しており、ジップライン等の公募対象公園施設の設計については、この限りではないとの解釈でよろしいでしょうか?	公募対象公園施設についても対象としていますが、公募設置等指針P.7第2章1.(2)⑤に記載の条例に基準がないものについては協議によるものとします。
8	公募設置等指針 P.7第2章1.(2)⑨	案内サインの変更については、認定計画提出者の負担となっていますが、公園全箇所のサインを交換するのでしょうか?または、Aエリアのみを交換をするのでしょうか?既存サインの中には、盤面の追加ができないものもあります。本体の変更を必要とする場合は、別途でよろしいでしょうか?	既存の案内サインの更新の方法や更新対象等については、協議の上、決定するものとします。
9	公募設置等指針 P.7第2章1.(2)⑨	公園内の既設案内サインの資料をご開示ください。	開示可能な資料がありませんので、必要に応じて現地にて調査をお願いします。
10	公募設置等指針 P.7第2章1.(2)⑨	施設整備に伴う案内サインの変更のほか、園内マップ等のデザイン変更等については、指定管理者の業務範囲とする認識でよろしいでしょうか?	指定管理者が作成している園内マップ(HPの修正含む)については、指定管理者に行っていただく予定ですが、その時期や内容等については協議によるものとします。
11	公募設置等指針 P.8第2章1.(3)⑦	公募対象公園施設を利用した公園利用者から出たゴミとは、施設利用が起因して排出されたゴミとの認識でよろしいでしょうか?	公募対象公園施設の利用者が排出するゴミ全般を指します。
12	公募設置等指針 P.8第2章1.(6)	設置・管理許可使用料について現在、条例改正中とのことですが、確定時期の目安はいつ頃の予定でしょうか?事業検討上必要となりますので、早めのご教授をお願いします。	令和5年11月議会に改正案を上程中であり、承認されれば12月15日に告示される予定です。
13	公募設置等指針 P.8第2章1.(6)	使用料の面積には、インフラ設備の配管及び配線については、含まれない認識でよろしいでしょうか?	公募対象施設の設置許可の面積には含みませんが、公募対象公園施設のために設置する配線、配管等(都市公園法第7条第1項各号に該当するもの)については、別途、占用許可を受けたうえで、それに係る使用料を県に支払っていただきます。占用許可に係る使用料については、富山県置県百年記念県民公園条例第14条に基づき算出します。

14	公募設置等指針 P.9第2章1.(7)	事業内容の変更において、樹木の生育状況等によりアクティビティのルート変更等が必要な場合においては、随時協議が可能であるとの解釈でよろしいでしょうか？	協議可能です。
15	公募設置等指針 P.10第2章2.(1)2)③	社会資本整備総合交付金の対象施設とならない施設とは、例えばどのような施設がありますでしょうか？また、特定公園施設と解釈できる施設整備は提案可能と理解してよろしいですか？	特定公園施設は、都市公園法第5条の2第1項に規定される施設であり、そのうち、社会資本整備総合交付金の対象となる施設は、都市公園法施行令第31条に規定される施設です。
16	公募設置等指針 P.10第2章2.(1)2)③	現状、既存建物の内部に置かれている備品等については、特定公園施設の改修工事着手までに撤去されている認識でよろしいでしょうか？	ご認識のとおりです。
17	公募設置等指針 P.10第2章2.(1)2)⑤	既存施設の構造上、改修範囲外で条例に不適合な部分がある場合は、適合させる必要がありますでしょうか？また、見えない瑕疵の部分は別途協議でよろしかったでしょうか？	改修範囲外及び見えない瑕疵の部分の取扱いについては協議によるものとします。
18	公募設置等指針 P.10第2章2.(1)2)⑦	既存施設の設計を行うにあたり、既存施設の図面及び前願の確認申請図書等は頂けるものと考えてよろしいでしょうか。	図面等については、可能なものは提供しますが、古い施設が多いため、資料が残っておらず、ご希望の図書が準備できない場合があります。
19	公募設置等指針 P.10第2章2.(1)2)⑦	既存施設が既存不適格建築物である場合、別途協議と考えるとよろしいでしょうか。	協議によるものとします。
20	公募設置等指針 P.10第2章2.(2)①	特定公園施設の維持管理により、修繕が必要な場合、費用負担の内、経年劣化を含む認定計画提出者の責めによらない修繕については、貴県の負担と考えてよろしいでしょうか？	事故・災害や経年劣化による大規模な修繕等が必要な場合には、県と認定計画提出者が協議の上、その負担割合を決定します。
21	公募設置等指針 P.10第2章2.(2)①	不特定多数の来園者が利用する特定公園施設にて使用する水光熱費については、指定管理者が負担する理解でよろしいでしょうか？	特定公園施設の管理運営費用は、認定計画提出者にすべて負担していただくこととしており、水光熱費が発生する場合は、認定計画提出者に負担していただくこととなります。
22	公募設置等指針 P.10第2章2.(2)①	特定公園施設の維持管理については、公募対象公園施設の冬季閉鎖に合わせて管理する認識でよろしいでしょうか？	特定公園施設で、冬期も供用するものに関しては、原則、その期間の管理も認定計画提出者に行っていただくこととしていますが、その方法等については協議によるものとします。
23	公募設置等指針 P.10第2章2.(2)②	植栽管理を計画するにあたり、除草剤を使用することは可能でしょうか？また、現行の指定管理者様の業務計画書を開示いただくことは、可能でしょうか？	除草については、草刈り機などで行うことを基本としておりますが、公園利用者の安全性に配慮した上で、除草剤を使用した方が効率的な管理ができる場合には、定められた使用回数や散布方法を遵守したうえで、使用することは可能です。 現指定管理者の業務計画書については、現指定管理者に開示の可否の確認が必要なため、開示できない場合があります。
24	公募設置等指針 P.17第3章3.(6)	登記簿謄本及び印鑑証明各種証明書の各種とは具体的に何を指しますでしょうか？また、正本には、原本を綴じる必要がありますでしょうか？	応募する法人の登記簿謄本及び提出書類に押印した印影に係る法人の印鑑証明書を指します。正本には原本をご提出ください。なお副本につきましては、原本証明があれば写しの提出でも可とします。
25	公募設置指針 P.15第3章3.(3)	質問書の回答に対する再質問の期間を設けていただくことは、可能でしょうか？	再質問の受付は予定していません。
26	公募設置等指針 P.24第4章1.(1)	不可抗力による特定公園施設の負担者が認定計画提出者とありますが、応急復旧を行う費用負担についても認定計画提出者なのでしょうか？公共所有の性質上別途とさせて頂きたいと考えます。	基本的には公募設置等指針P.24の表に記載の負担区分としますが、リスク分担に疑義がある場合、又はリスク分担に定めのない内容が生じた場合は、県と認定計画提出者が協議のうえ、負担者を決定するものとします。
27	公募設置等指針 P.24第4章1.(1)	施設の修繕等について特定公園施設の負担者が認定計画提出者とありますが、照明器具の更新等軽微な修繕を含む経年劣化についての修繕も認定計画提出者が行う必要があるのでしょうか？または貴県と協議が可能でしょうか？	基本的には公募設置等指針P.24の表に記載の負担区分としますが、リスク分担に疑義がある場合、又はリスク分担に定めのない内容が生じた場合は、県と認定計画提出者が協議のうえ、負担者を決定するものとします。

28	公募設置等指針 P.24第4章1.(1)	土壌汚染の顕在化による対応費用の増加や工期の遅延等については、県の負担と考えてよろしいでしょうか。	基本的には公募設置等指針P.24の表に記載の負担区分としますが、リスク分担に疑義がある場合、又はリスク分担に定めのない内容が生じた場合は、県と認定計画提出者が協議のうえ、負担者を決定するものとします。
----	-------------------------	---	--

(2) 基本協定書(案)について

番号	該当箇所	質問内容	回答
29	基本協定書(案) P.3第6条(3)	公募対象公園施設の業務開始予定日が、令和7年7月とありますが、予定日を前倒しすることは、可能でしょうか？収益施設であること施設のトップシーズンを鑑みご検討をお願いします。	可能です。
30	基本協定書(案) P.5第16条	現場代理人は、全ての工事現場とありますが、全てとは、何を指しますでしょうか？また、現場代理人の設置については、専任の配置が必要でしょうか？尚、特定公園施設と兼務することは可能でしょうか？昨今の情勢を鑑みご考慮いただくと幸いです。認定計画提出者は、事業者の立場とし施工会社による現場代理人の配置と考えてもよろしいでしょうか	全てとは、公募対象公園施設の整備に係る全ての工事を指します。基本協定書(案)第33条に規定する現場代理人との兼務は可能とします。 現場代理人は、認定計画提出者のうち、事業実施体制表(様式14)の「3 公募対象公園施設の建設を担当する者」に所属する中から配置してください。
31	基本協定書(案) P.5第16条	現場代理人の解釈として認定計画提出者は、事業者の立場とし、施工会社による現場代理人の配置と考えてもよろしいでしょうか	ご理解のとおりです。現場代理人は、認定計画提出者のうち、事業実施体制表(様式14)の「3 公募対象公園施設の建設を担当する者」に所属する中から配置してください。
32	基本協定書(案) P.10第36条第1項	事業期間中における特定公園施設の第三者賠償責任保険の加入については、事業期間中、認定計画提出者にて加入するのでしょうか？	認定計画提出者が付保する保険につきましては、基本協定書(案)P.27に記載の内容を想定しています。なお、付保内容は提案に基づき追記することが可能です。
33	基本協定書(案) P.15第54条第1項	記載条項の変更許可申請については、都度、申請が可能でしょうか。	都市公園利用者の利便性の一層の向上に寄与するものであると見込まれること又はやむを得ない事情があること等、都市公園法第5条の6第2項第1号及び第2号の基準に適合すると認められる場合に限り、協議のうえ、その都度、公募設置等計画や設置管理許可の変更が可能です。
34	基本協定書(案) P.22第76条第1項	提案価格とは、何を指しているのでしょうか？	特定公園施設の整備に関する県負担額の提案額です。

※なお、基本協定書の締結にあたっては、県と認定計画提出者との協議等により、一部変更します。

(3) 様式について

番号	該当箇所	質問内容	回答
35	様式9	設計実績とは、公募対象公園施設の実績でしょうか？又は、特定公園施設の実績でしょうか？	公募設置等計画に含まれる公募対象公園施設及び特定公園施設の類似施設に関する実績です。
36	様式10	建設工事实績とは、公募対象公園施設の実績でしょうか？又は、特定公園施設の実績でしょうか？	公募設置等計画に含まれる公募対象公園施設及び特定公園施設の類似施設に関する実績です。
37	様式11	管理運営の実績を証する書類とは、公募対象公園施設の実績でしょうか？特定公園施設の実績でしょうか？	公募設置等計画に含まれる公募対象公園施設及び特定公園施設の類似施設に関する実績です。